

議案第10号

市長等の給料の特例に関する条例の制定について
市長等の給料の特例に関する条例を次のように制定する。

令和2年12月3日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

市長等の給料の特例に関する条例

(市長の給料の特例)

第1条 市長に係る令和3年1月1日から同年3月31日までの間の給料の月額
額は、市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和29年条例第22号）第2
条の規定にかかわらず、同条に定める給料の月額からその100分の10に
相当する額を減じた額とする。

(副市長の給料の特例)

第2条 副市長に係る令和3年1月1日から同年2月28日までの間の給料の
月額は、市長等の給与及び旅費に関する条例第2条の規定にかかわらず、同
条に定める給料の月額からその100分の10に相当する額を減じた額とす
る。

(手当の額の算出基礎の特例)

第3条 前各条の規定にかかわらず、手当の額の算出の基礎となる給料の月額
は、市長等の給与及び旅費に関する条例第2条に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。